

燕市まちづくり基本条例市民検討会議設置の趣旨等について

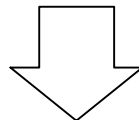
1. (仮称) まちづくり基本条例の制定に向けた、これまでの取り組み経過

- 燕・吉田・分水合併協議会で策定された、合併後の新市の将来像の実現に向けた基本方針などを定めた「新市建設計画」の中で、真に市民が主人公のまちづくりを築くために、住民自身が地域の自然や景観、住環境を守り、主体的にまちづくりに参加するため、「(仮称)まちづくり条例」を制定することが主要施策として位置付けられています。
- 燕市総合計画の中でも、まちづくりの基本方針の一つに「市民とともに築くまち」を掲げ、「(仮称)まちづくり基本条例」の制定に向け、取り組むことが位置付けられています。
- 市では、市民と行政の協働のまちづくりをより一層推進し、市民主体の活力あるまちづくりを目指すため、「(仮称)まちづくり基本条例」の制定に向けた取り組みを昨年度からスタートしました。

■ (仮称) まちづくり基本条例の制定に向けた、これまでの取り組み状況

H20.8.21	まちづくり基本条例 市議会議員対象学習会を開催
H20.8.21	まちづくり基本条例 部課長対象学習会を開催
H20.8.23	第1回 まちづくり基本条例 市民学習会を開催 … 114名が参加
H20.9.27	第2回 まちづくり基本条例 市民学習会を開催 … 69名が参加
H20.11.1	第3回 まちづくり基本条例 市民学習会を開催 … 61名が参加
H20.11.29	第4回 まちづくり基本条例 市民学習会を開催 … 64名が参加
H20.12.20	第5回 まちづくり基本条例 市民学習会を開催 … 53名が参加
H21.1.24	第6回 まちづくり基本条例 市民学習会を開催 … 49名が参加
H21.2.14	第7回 まちづくり基本条例 市民学習会を開催 … 48名が参加
H21.3.14	第8回 まちづくり基本条例 市民学習会を開催 … 49名が参加

※市民学習会に大勢の皆さまのご参加をいただき、たいへんありがとうございました。



「燕市まちづくり基本条例市民検討会議」の設置

2. まちづくり基本条例について

(1) 全国のまちづくり基本条例の基本的な構成

① まちづくりの基本となる理念や原則

…情報共有の原則、市民参画と協働の原則など

② 市民、議会、行政など、まちづくりの主体の役割や責務

…行政・議会の役割と責務、市民の権利と責務など

③ 市民参画や協働の仕組み

…審議会の委員の公募制度、パブリックコメント（意見公募の手續）制度など

④ 市政運営の基本ルール

…行政評価、情報公開、計画的な市政運営など

(2) まちづくり基本条例とは

○まちづくりの基本となる仕組みやルールを定め、その基本ルールをまちづくりに関わるすべての人が共有して、みんなでまちづくりを進めていくための条例です。

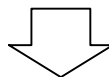
○条例自体の明確な定義はありません。また、名称も「まちづくり基本条例」や「自治基本条例」など自治体によってさまざまです。まちづくり基本条例で重要なことは「条例の内容がみんなに理解され、自分たちのルールであると共感を持って受け入れられること」です。

3. 燕市まちづくり基本条例市民検討会議の目的

○まちづくり基本条例は自治体の憲法と形容されるように、極めて重要な条例です。

○市の条例づくりは、最初の案の部分から職員が検討し、立案するというのがこれまでのやり方でした。

○市民と行政の協働のまちづくりをより一層推進し、市民主体の活力あるまちづくりを目指すことを目的とする条例づくりには、市民参画とともに市民の皆さんが持つ、まちづくりへの考えや意見を反映させることが必要です。また、できるだけ多くの市民の皆さんに参加していただき、幅広い議論を行うことが必要です。さらには条例の策定過程での情報提供、意見聴取、参加や協働の機会の確保など、条例をつくる過程が最も重要で、その過程こそが「まちづくり」であると考えます。



市民検討会議は、「市民と行政との協働のまちづくりに関すること」や「(仮称)まちづくり基本条例に盛り込むべき内容」について検討し、市民の皆さんの意見を反映しながら、(仮称)まちづくり基本条例の素案を策定し、市長に提言することを目的とします。

※資料2「燕市まちづくり基本条例市民検討会議要綱」第2条(所掌事務)参照。

4. まちづくり基本条例の背景

○まちづくり基本条例が最初に制定されたのは、北海道ニセコ町です（平成13年4月施行）。それ以降、「まちづくり基本条例」や「自治基本条例」といった条例が全国の自治体で検討され、制定されるようになってきました。県内でも、柏崎市、聖籠町、関川村、妙高市、新発田市、新潟市、上越市の7つの自治体が制定済みで、現在検討中の自治体もあります。条例の制定の背景には5つの大きな理由があると考えられます。

① 地方分権改革の進展

地方分権が推進される中、地方自治体には、自主自律の運営が求められており、限られた財源の中で地域が創意工夫を凝らし、地域のことを自分たちで考え、自分たちの責任で決めていかなければなりません。その際、自治体運営に関わるすべての人が、運営に関するさまざまな事柄の決定のよりどころとして共有する自治体運営に関する最も基本的な理念や仕組みが必要になりました。

② NPOや市民活動団体や企業など、公共的な役割を担う主体の多様化

NPOや市民活動団体や企業など、まちづくりの担い手が多様化している中で、基礎自治体である市町村がNPOなどとまちづくりの中でどう向き合っていくのかが大きな課題になっています。また、それらの主体と共通目標となるまちづくりの理念や、目指すべきまちづくりの方向をそれぞれが共有すること、あわせて地域における各主体の役割分担や連携の仕組みづくりが必要になりました。

③ 市民ニーズの多様化や公共的課題の複雑化

多様化・複雑化が進む市民ニーズや地域の課題に対し、行政主導で解決を図ることの限界が指摘されています。こうした中、自治体のさまざまな政策によって市民参画の機会をつくっていくという取り組みが広がってきました。行政が政策を動かしていくときに市民に参加を求めながら進めていくという動きです。こうした取り組みを更に発展させるため、誰もが主体的にまちづくりに参加できるための独自のルールづくりが必要になりました。

④ 情報公開制度の普及

情報公開制度が普及していく中で、行政の市民の皆さんに対する説明責任という考え方や、行政と市民の皆さんの情報共有が重要であるという考え方が広がっていったということです。

⑤ 住民投票に対する注目の高まり

地域における重要問題・政策・事業に関して、主権者である市民の皆さんの意思、判断を仰ぐ機会をつくるべきだという住民投票を行う運動が全国で盛んになってきたということもあります。

○条例制定の背景には、さまざまな理由が考えられますが、これらの考え方が重なり合うことで、まちづくり基本条例が全国の自治体でつくられるようになってきました。

■メモ